手当等支給基準

2026/4/1改

◎通勤手当　（月額）　（うち非課税分）　※準社員は半額支給

- ２～１０km　¥5,000　(4,200)
- １０～１５km　¥10,000　(7,300)
- １５～２５km　¥15,000　(13,500)
- ２５km～　¥20,000　(19,700)

◎在宅勤務手当　（月額）　※企画部等の在宅勤務契約者のみ

- 事務作業量等に応じて　¥5,000 ～　※電気代、通信費等として

◎家族手当　（月額）

- 扶養家族１人につき　¥5,000

 子は１８歳以下（高校卒業まで）、親は６５歳以上、配偶者は除く

◎出産育児手当　（月額）

- 産前３ヶ月～産後１年　¥10,000

◎営業報奨金　（随時）　※ノルマなし

○ 新規顧客獲得１件につき

- 紹介料　¥5,000　（見積返答後）
- 契約料　¥5,000　（入金確認後）
- 利益料　＋当該工事の粗利の１０％　（入金確認後）

○ 支給方法

月末締切りの翌月給与に加算。（営業報奨金支給申請書を提出すること）

○ 減額、除外

会社の方針と異なる営業方法や販売条件によって成立したものは、
報奨金計算の際の減額対象となり、著しく逸脱したものは除外とする。

◎慶弔見舞金　（規程に基づく）　（随時）

- 結婚祝金
- 出産祝金
- 誕生日祝金
- 傷病見舞金
- 災害見舞金
- 死亡弔慰金

◎退職金制度　（規程に基づく）　※正社員のみ

※中小企業退職金共済（中退共）制度による

加入　：試用期間終了後～定年または退職時まで

月額掛金　：賃金を基準とする　※毎年６月に掛金額の確認と変更を行う。

◎車両・機械リース　※給料とは別で、資産運用による副収入が得られる仕組み。

- 個人名義の車両･重機等を所有し業務利用できる場合に会社とリース契約を結べる。
- 賃貸借契約書を交わし、その内容に基づいて会社から所有者へ月額賃料を支払う。
- 毎月末日締め、翌月末に銀行振込。給料ではないので毎年、確定申告が必要。
- 退職時には所有し続けるか、会社で中古買取を選択することも可能。

道路開発株式会社